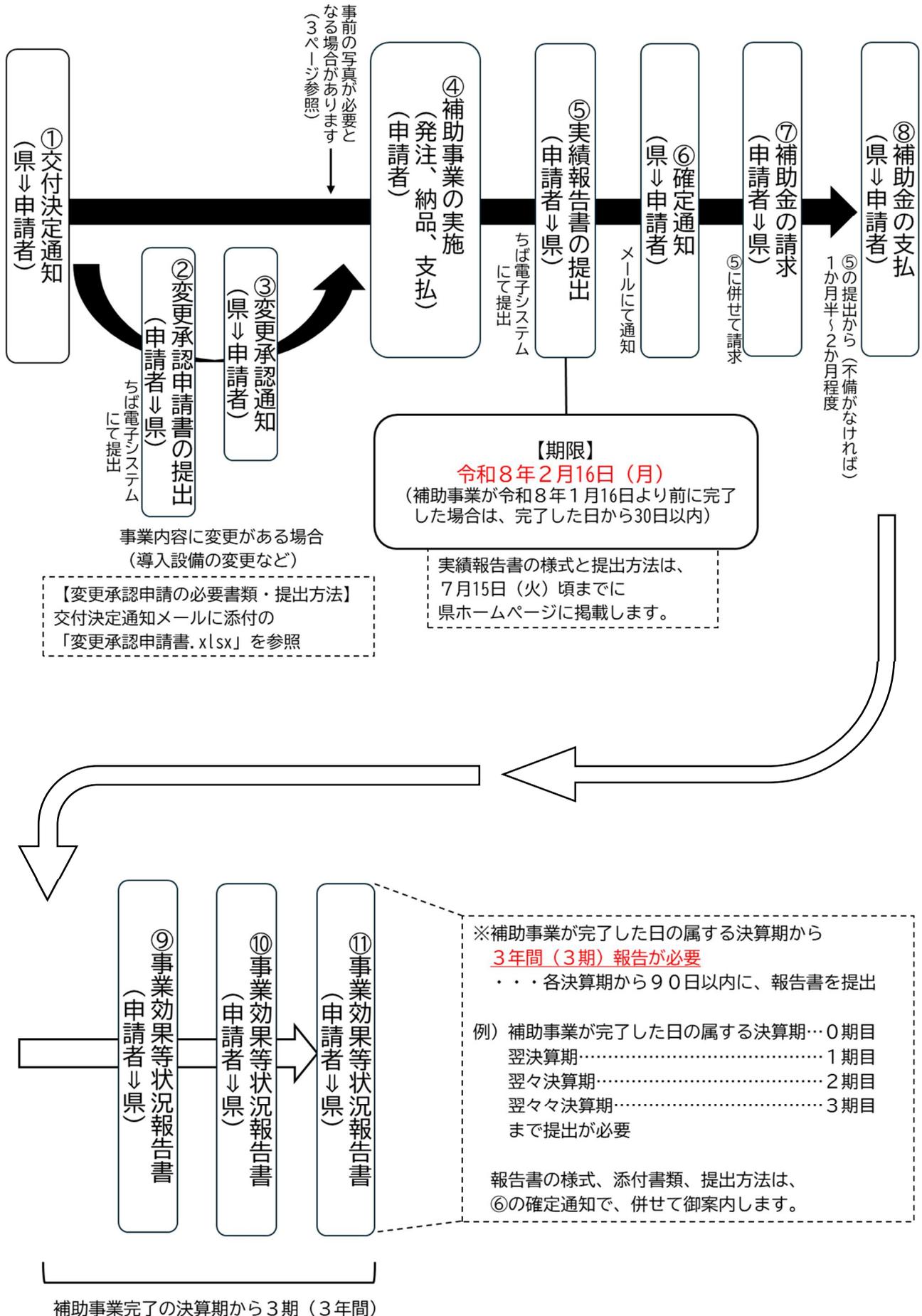


中小企業成長促進補助金の注意事項

●今後の手続きの流れ



●実績報告書の提出期限・提出方法

【提出期限】令和8年2月16日（月） ※令和8年1月16日以前に補助事業を完了した場合は、完了日から30日以内

【提出方法】ちば電子申請サービスから必要書類を提出

URL https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=47403

【注 意】令和8年2月16日までに補助事業（納品及び支払）が完了している必要があります。
この期日までに完了・提出できない場合は、補助金を交付することができません。

※必要書類は「実績報告の必要書類一覧」を参照してください。

●事前着手の禁止

交付決定日（令和7年6月26日）より前に発注・契約したものは補助対象外です。

●支払方法の限定

補助事業の支払は、全て「申請者名義による銀行振込」に限ります。

※現金、小切手、手形、相殺、クレジットカード払は認めません。
※法人代表者の個人口座からの支払も認めません。

●導入した設備・システムの処分には県の承認が必要です

導入した装置・システムは、法定耐用年数を経過するまでは、県の承認なく、売却、譲渡、交換、貸付、廃棄、目的外使用したり、担保に供したりすることはできません。承認が必要な場合は、県に事前に御連絡ください。また、**県の承認には、補助金の全部又は一部の返還が必要です。**

※事業譲渡や「法人成り」も、装置等の譲渡に当たります。事前に県に御相談ください。
※法定耐用年数＝法人税または所得税における減価償却資産の耐用年数です（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号））
※法定耐用年数を経過した後は、県の承認は不要です。（県への連絡も不要です）

●決済後のキャッシュバックはできません

補助金額は、最終的に申請者が負担した金額の2分の1です（交付決定額が上限）。

決済が完了した後に、発注先から取引に関連したキャッシュバック（事後の値引きによる返金や利益供与）を受けることはできません。（もし受けた場合は、キャッシュバックを差し引いた補助金額の再計算と報告が必要になります）

●申請の内容に変更がある場合

異なる装置等を購入する場合など、申請内容に変更がある場合は、事前に変更承認申請書を提出し、県の承認を得る必要があります。県の承認前に、異なる装置等を発注することはできません。

※必要書類・提出方法・・・交付決定通知メールに添付している「変更承認申請書.xlsx」を参照
※装置等を変更しても、補助金額を増額することはできません。

●対象経費が1,000万円未満になると、交付決定が取消となります

装置等の値下げやキャンセルにより、経費の総額（税抜）が1,000万円未満になると、補助条件を満たさなくなり、補助金が全額交付できなくなります。また、値下げ等により単価（税抜）が50万円未満となった装置等も、補助条件を満たさず、当該装置等のみ交付できなくなります。

【問合せ先】

千葉県 商工労働部 経済政策課 043-223-3725
「中小企業成長促進補助金担当宛て」

お問い合わせの際は、交付決定通知書の受付番号をお知らせください。